

社会福祉法人北海道宏栄社 就職準備金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道宏栄社（以下、当法人という。）が経営する施設の職員確保及び充実を図ることを目的として定める。

(貸付対象者)

第2条 就職準備金の貸付対象者は、新卒予定者で当法人に就職確認書を提出した者であり、且つ連帯して履行の責めを負う保証人を定めることができる者とする。また既卒者については理事長が認めた者であり、且つ連帯して履行の責めを負う保証人を定めることができる者とする。

(就職準備金の貸付額)

第3条 就職準備金の貸付額は、200,000円、100,000円の2種とする。

(就職準備金の貸付方法)

第4条 就職準備金の貸付方法は、社会福祉法人北海道宏栄社就職準備金貸付契約を締結後に、被貸付者名義の金融機関口座への振込により行うものとする。

(返済)

第5条 200,000円を貸付された者は、当法人の職員として2年間勤務した場合、返済を免除する。100,000円を貸付された者は、当法人の職員として1年間勤務した場合、返済を免除する。ただし、免除対象年未満で退職した場合は本人および連帯保証人が返済の義務を負い、退職時に全額返済することとする。

2 本人の死亡等、特別の事情がある場合には、返済を免除することができる。

(変更)

第6条 この規程を変更する場合は、理事会で定める。

附則 この規程は、令和6年5月20日より施行する。